

消防用設備等の設置に係る運用基準



大阪・関西万博会場
提供：2025年日本国際博覧会協会

大阪市消防局

平成28年4月1日

第1章から第10章までの基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）並びに大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号。以下「条例」という。）の規定により設置する消防用設備等について、第11章及び第12章の基準は、条例第3条の4、条例第9条の2の2、第12条、第12条の2、第13条及び第14条に規定する火炎伝走防止装置及び電気設備の位置、構造及び管理について、第13章の基準は、令第13条、規則第6条及び条例第41条の規定により電気設備及び火気使用設備に設置する消火設備について、運用上必要な事項を示すことを目的とする。

目次

第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1	消火器	1
第2	簡易消火用具	2
第3	大型消火器	2
第4	特例基準	2

第2節 屋内消火栓設備

第1	用語の意義	5
第2	易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置	6
第3	水源	6
第4	加圧送水装置等	18
第5	配管	25
第6	屋内消火栓箱	29
第7	屋内消火栓	29
第8	1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先	29
第9	設置単位	30
第10	非常電源及び配線	30
第11	総合操作盤	30
第12	特例基準	30
別記1	加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準	34
別記2	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準	39

第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	46
----	-------	----

第2	水源	46
第3	加圧送水装置等	46
第4	配管	49
第5	送水口	51
第6	制御弁	52
第7	自動警報装置	52
第8	末端試験弁	53
第9	ヘッドの設置方法	53
第10	補助散水栓	56
第11	設置単位	56
第12	非常電源及び配線	56
第13	総合操作盤	56
第14	特例基準	57

第3節の2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1	用語の意義	61
第2	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型	61
第3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲	63
第4	水源	64
第5	加圧送水装置等	65
第6	配管	67
第7	制御弁	68
第8	末端試験弁	68
第9	ヘッドの設置方法	69
第10	非常電源	69
第11	配線	69
第12	電源	69
第13	総合操作盤	70
第14	特例基準	70

第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	72
第2	水源	72
第3	加圧送水装置等	72
第4	配管	74
第5	放水区域	74
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	75
第7	送水口	75

第8	制御弁	75
第9	自動警報装置	75
第10	ヘッドの設置方法	75
第11	設置単位	76
第12	非常電源及び配線	76
第13	総合操作盤	76
第14	特例基準	76
第5節	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	
第1	用語の意義	77
第2	高天井の部分の取り扱い	77
第3	水源	78
第4	加圧送水装置等	79
第5	配管	80
第6	放水区域	80
第7	送水口	81
第8	制御弁	81
第9	放水型ヘッド等の設置方法	81
第10	設置単位	81
第11	非常電源及び配線	81
第12	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の認定評価について	82
第13	総合操作盤	82
第14	特例基準	82
第6節	水噴霧消火設備	
第1	用語の意義	84
第2	水源	84
第3	加圧送水装置等	85
第4	配管	86
第5	放射区域	86
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	87
第7	制御弁	87
第8	自動警報装置	87
第9	ヘッド	87
第10	設置単位	87
第11	非常電源及び配線	87
第12	総合操作盤	88
第13	特例基準	88

第7節	泡消火設備（低発泡を用いるもの）	
第1	用語の意義	89
第2	固定式に関する基準	89
第3	移動式に関する基準	93
第4	設置単位	99
第5	非常電源及び配線	99
第6	総合操作盤	99
第7	特例基準	99
第8節	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）	
第1	用語の意義	101
第2	全域放出方式に関する基準	101
第3	局所放出方式に関する基準	110
第4	移動式に関する基準	111
第5	非常電源及び配線	115
第6	総合操作盤	115
第7	特例基準	115
別記1	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準	117
別記2	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の閉止弁の基準	119
第8節の2	不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）	
第1	用語の意義	120
第2	全域放出方式に関する基準	120
第3	非常電源及び配線	122
第4	総合操作盤	122
第5	特例基準	122
第9節	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）	
第1	用語の意義	123
第2	設置場所	123
第3	全域放出方式に関する基準	124
第4	局所放出方式に関する基準	127
第5	移動式に関する基準	128
第6	非常電源及び配線	128
第7	総合操作盤	128
第8	特例基準	128

第9節の2 ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK-5-1-12を放射するもの）

第1	用語の意義	129
第2	全域放出方式に関する基準	129
第3	非常電源及び配線	130
第4	総合操作盤	131
第5	特例基準	131

第10節 粉末消火設備

第1	用語の意義	132
第2	全域放出方式に関する基準	132
第3	局所放出方式に関する基準	134
第4	移動式に関する基準	135
第5	非常電源及び配線	135
第6	総合操作盤	135
第7	特例基準	135

第11節 屋外消火栓設備

第1	用語の意義	138
第2	水源	138
第3	加圧送水装置等	138
第4	配管	139
第5	屋外消火栓箱	139
第6	屋外消火栓（ホース接続口）	139
第7	ホース及び筒先	140
第8	設置単位	140
第9	非常電源及び配線	140
第10	総合操作盤	140
第11	特例基準	140

第12節 動力消防ポンプ設備

第1	用語の意義	142
第2	水源	142
第3	常置場所	142
第4	放水用器具	142
第5	標識	142
第6	特例基準	143

第2章 警報設備

第1節 自動火災報知設備

第1	用語の意義	144
第2	警戒区域	145
第3	受信機	145
第4	感知器	148
第5	中継器	167
第6	音響装置	167
第7	発信機及び表示灯	171
第8	副受信機	171
第9	電源	171
第10	配線	172
第11	総合操作盤	177
第12	特例基準	177

第2節 ガス漏れ火災警報設備

第1	用語の意義	191
第2	機器	191
第3	警戒区域	192
第4	受信機	192
第5	ガス濃度指示警報装置	192
第6	検知器	192
第7	中継器	195
第8	警報装置	195
第9	電源及び配線	195
第10	総合操作盤	195
第11	特例基準	195

第3節 漏電火災警報器

第1	用語の意義	196
第2	契約電流容量の算定方法	196
第3	設置場所及び設置方法	197
第4	電源及び配線	201
第5	特例基準	202

第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第1	用語の意義	206
----	-------	-----

第2	歩行距離の測定	206
第3	設置場所及び設置方法	206
第4	電源及び配線	216
第5	特例基準	217
第6	設置推進対象物	218
第7	規制外対象物に係る取り扱い	218
第5節	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）	
第1	用語の意義	219
第2	設置場所及び設置方法	219
第3	電源及び配線	220
第4	特例基準	220
第6節	非常警報設備（放送設備）	
第1	用語の意義	221
第2	機器	222
第3	設置場所及び設置方法	222
第4	電源及び配線	229
第5	総合操作盤	229
第6	特例基準	229
別記	放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン	231

第3章 避難設備

第1節	避難器具	
第1	用語の意義	250
第2	避難器具の選定	250
第3	設置位置等の基準	250
第4	避難器具専用室	258
第5	特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の取り扱い	258
第6	標識	258
第7	設置場所の明るさの確保	259
第8	特例基準	259
第2節	誘導灯及び誘導標識	
第1	用語の意義	270
第2	避難口誘導灯	270
第3	通路誘導灯	280

第4	客席誘導灯	284
第5	誘導標識	286
第6	電源及び配線	292
第7	総合操作盤	292
別記	誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を 有する誘導灯の各装置の接続例	293

第4章 消防用水

第1	用語の意義	300
第2	水源	300
第3	取水部の設置場所	303
第4	標識	303
第5	特例基準	304

第5章 消火活動上必要な施設

第1節 排煙設備

第1	用語の意義	305
第2	設置方法	305
第3	非常電源及び配線	305
第4	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い	306
第5	総合操作盤	306
第6	特例基準	306

第2節 連結散水設備

第1	用語の意義	308
第2	送水口	308
第3	選択弁	310
第4	配管	310
第5	送水区域の設定	311
第6	加圧送水装置及び水源	312
第7	散水ヘッド	313
第8	系統図	313
第9	排煙設備に係る取り扱い	313
第10	非常電源及び配線	313
第11	総合操作盤	313
第12	特例基準	313

第3節	連結送水管	
第1	用語の意義	314
第2	送水口	314
第3	配管等	315
第4	放水口	317
第5	放水用器具格納箱	319
第6	加圧送水装置等	319
第7	非常電源及び配線	322
第8	総合操作盤	322
第9	特例基準	323
第4節	非常コンセント設備	
第1	設置方法	325
第2	総合操作盤	327
第3	特例基準	327
第5節	無線通信補助設備	
第1	用語の意義	328
第2	使用周波数	328
第3	設置方法	328
第4	総合操作盤	332
別記1	漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質	333
別記2	耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び耐熱形空中線の性能及び材質	335
別記3	耐熱箱の性能及び材質	339
第6章	非常電源	
第1	用語の意義	340
第2	非常電源の設置種別	340
第3	非常電源専用受電設備	340
第4	自家発電設備	344
第5	蓄電池設備	352
第6	燃料電池設備	354
第7	非常電源回路等	355
第8	特例基準	365
別記1	負荷出力合計（K）の算出方法	381
別記2	発電機出力係数（RG）の算出方法	388
別記3	発電機出力係数（RG）の算出式（詳細式）	394

別記4	原動機出力係数（RE）の算出方法	397
別記5	原動機出力係数（RE）の算出式（詳細式）	402
別記6	諸元表	404

第7章 総合操作盤

第1	用語の意義	416
第2	総合操作盤の設置	417
第3	防災センター等	420
第4	特例基準	420

第8章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第1節 パッケージ型消火設備

第1	用語の意義	427
第2	設置要件	427
第3	設置維持の基準	427
第4	特例基準	427

第2節 パッケージ型自動消火設備

第1	用語の意義	430
第2	設置要件	430
第3	設置維持の基準	430
第4	特例基準	435

第3節 特定駐車場用泡消火設備

第1	用語の意義	436
第2	特定駐車場用泡消火設備の区分	436
第3	水源	438
第4	泡消火薬剤	438
第5	加圧送水装置等	438
第6	配管	438
第7	一斉開放弁	439
第8	制御弁	439
第9	自動警報装置	439
第10	末端試験弁	439
第11	ヘッドの設置方法	430
第12	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド 及び感知継手の認定評価について	439

第13	特定駐車場用泡消火設備の構成機器等の組み合わせに係る 特定機器評価（総合評価）について……………	440
第14	設置単位……………	440
第15	非常電源及び配線……………	440
第16	総合操作盤……………	440
第17	特例基準……………	440
第4節	特定小規模施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	442
第2	特定小規模施設用自動火災報知設備の構成……………	442
第3	警戒区域……………	443
第4	受信機……………	444
第5	感知器……………	444
第6	中継器……………	444
第7	音響装置……………	444
第8	発信機……………	445
第9	副受信機……………	445
第10	電源……………	445
第11	配線……………	445
第12	無線式……………	445
第13	性能規定……………	446
第14	特例基準……………	446
第5節	複合型居住施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	448
第2	警戒区域……………	448
第3	受信機……………	448
第4	感知器……………	448
第5	中継器……………	449
第6	音響装置……………	449
第7	発信機……………	450
第8	副受信機……………	450
第9	電源……………	450
第10	配線……………	450
第11	無線式……………	450
第6節	加圧防排煙設備	
第1	用語の意義……………	451

第2	適用対象	451
第3	設置方法	451
第4	非常電源及び配線	457
第5	総合操作盤	457
第6	特例基準	457
第7節	特定共同住宅等	
第1	用語の意義	458
第2	共住省令	459
第3	位置・構造告示	460
第4	構造類型告示	476
第5	共同住宅用スプリンクラー設備	491
第6	共同住宅用自動火災報知設備	492
第7	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	493
第8	特例基準	494
第9章	配管の摩擦損失水頭	
第1	用語の意義	500
第2	配管の摩擦損失	500
第3	ループ配管	500
第10章	標識類	
第1	標識の表示基準	519
第11章	火炎伝走防止装置	
第1	用語の意義	528
第2	設置対象範囲等	528
第3	消火装置	529
第4	燃料供給の連動停止等	534
第5	ダクトの風速及びダンパー	534
第6	電源・配線	534
第7	防火ダンパー	535
第8	排気ダクト等	535
第12章	電気設備	
第1	燃料電池発電設備	536
第2	変電設備	536
第3	急速充電設備	541

第 4	内燃機関を原動力とする発電設備	543
第 5	蓄電池設備	545
別記	電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード）について （日本産業規格 J I S C 0920）	547

第13章 電気設備及び火気使用設備に係る消火設備

第 1	電気設備が設置されている部分に関する基準	549
第 2	多量の火気を使用する部分に関する基準	551
第 3	特例基準	553
第 4	その他の取扱い	555

第14章 雑則

第 1	その他	557
-----	-----	-----

凡 例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示並びに大阪市火災予防条例により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準並びに電気設備等の位置、構造及び管理の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準